

軽自動車の名義変更、廃車手続きはお早めに

引越しにより軽自動車の定置場所が変わったり、名義が変わった場合は変更手続きが必要となります。またナンバーを付けたままにしていると使用していなくても課税対象となります。

軽自動車税は、毎年4月1日に所有している方に課税されます。平成23年度中に名義変更等がある場合は3月30日(金)までに手続きをお願いします。

※3月31日は土曜日ですので、行政機関は閉庁となります。
なお、手続きをする場合は以下へ確認をお願いします。

車種	手続きをするところ
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊車	町税務住民課 税務班 TEL 68-6692
・軽自動車 (乗用/貨物)	軽自動車検査協会 袖ヶ浦支所 TEL 0438-63-2844
・二輪車 (125cc超)	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2025(テレホンサービス)

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

平成24年度農作業標準賃金のお知らせ

平成24年度農作業標準賃金は以下のとおりです。

項目	金額	備考	
一般農作業	7,500 円	1日あたり実働8時間とする。 (賄いは含まない)	
耕耘機耕起	6,800 円	10アール当たり、人付作業料金とする。 (賄いは含まない)	
耕耘機代かけ	7,200 円	10アール当たり、人付作業料金とし、 植え付けできる状態までとする。 (賄いは含まない)	
トラクター耕起	6,300 円	10アール当たり、人付作業料金とする。 (賄いは含まない)	
トラクター代かけ	7,000 円	10アール当たり、人付作業料金とし、 植え付けできる状態までとする。 (賄いは含まない)	
機械田植機	6,500 円	10アール当たり、人付作業料金とする。 また、箱苗分は含まない。 (賄いは含まない)	
コンバイン	17,200 円	10アール当たり、人付作業料金とする。 また、もみの運搬は含まない。 (賄いは含まない)	
もみ乾燥(生)	1,900 円	1俵60kg当たり(運搬は含まない)	
もみ摺り	800 円	1俵60kg当たり(運搬は含まない)	
箱苗	緑化	619 円	1箱当たり(運搬は含まない)
	硬化	850 円	1箱当たり(運搬は含まない)
畦塗り(機械)	40 円	1m当たり	

※機械作業は、1ほ場10アールを標準とし、10アール未満及び土地条件や作業条件等についてはお互いに協議決定とします。

※賄い回数は原則2回とし、その費用は賃金額に含めません。

【問い合わせ】町農業委員会(産業観光課内) TEL68-2513

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成24年3月10日 NO. 596

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

駅前、公民館前駐車場利用希望者募集

駅前及び公民館前駐車場の空き区画の利用希望者を以下のとおり募集します。

【契約期間】平成24年4月1日～平成25年3月31日

【利用料金】48,000円(12ヶ月間)

【申込期間】3月23日(金)まで(土、日、祝日は除く)

【申込方法】企画財政課までご連絡ください。

【必要事項】・住所 ・氏名 ・電話番号

※申し込みを行っても利用が確約されるわけではありません。

※利用区画については抽選で決定します。

【抽選日・場所】3月28日(水)10:00 町役場4階 401会議室

※本人が来庁できない場合は、代理の方による抽選が可能です。

【注意事項】

・1人1区画とします。(既に利用されている方の受付はできません)

・車庫証明には使えません。

・迷惑駐車防止のため、三角コーンを貸し出しますので適正な管理をお願いします。

(解約の際に返却していただきます。故意や過失により紛失・破損した場合は、1,000円を負担していただきます。)

※抽選後申込書の作成を行いますので、**印鑑をお持ちください。**

また、車種・車両ナンバーの登録を行いますのでご準備ください。

【問い合わせ】企画財政課 TEL68-2512

たこづくり体験教室の開催

千葉県指定伝統的工芸品作成者に指定されている、上総角凧職人の高澤文雄さんをお迎えし、たこづくり教室を以下のとおり開催します。是非ご参加ください。

また、月の沙漠記念館で『つるし飾りと上総角凧展』を開催中です。あわせてご覧ください。

【日時】3月31日(土) 13:00～

【会場】月の沙漠記念館

【募集人員】先着20名

【参加費】材料費として500円 ※当日集金します

【申込・問い合わせ】月の沙漠記念館 TEL68-6389

町野球場の臨時予約受付

施設を円滑に利用していただくため、夏季の臨時予約を受け付けます。

【申込期間】3月16日(金)～4月5日(木) 休館日は除く

【申込対象】町内団体及び町内の宿泊施設を利用する町外団体

※町外団体については、宿泊業者による代理申請をすることができます。

【貸出期間】7月7日(土)～9月9日(日)

※町が主催する行事等がある場合には貸し出しできません。

※利用日が重なった場合は抽選になります。

【抽選日時】4月7日(土) 10:00 公民館にて

【問い合わせ】町公民館 TEL68-2947

広域消防本部からのお知らせ

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 御宿分署の電話番号は以下のとおりです。

古い電話帳をご利用の方は、掲載されている番号が違います。おかけ間違いの無いようにお願いします。

【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
御宿分署 TEL80-0136

第9回特別弔慰金の支給について

戦没者等のご遺族の皆さまを対象に、第9回特別弔慰金が以下のとおり支給されます。

請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受け取ることが出来なくなりますのでご注意ください。

【請求期間】4月2日(月)まで

【対象者】

平成21年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番による先順位のご遺族お一人。

○戦没者等の死亡時のご遺族で

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者と生計関係を有していた

①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

(平成21年4月1日において婚姻により氏が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)

4. 戦没者と生計関係を有していなかった

①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5. 1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

まだ請求されていない方は、町役場3階税務住民課 住民班窓口で手続きをお願いします。
【問い合わせ】税務住民課 住民班 TEL68-6695